

令和 7 年度
香美町水質検査計画



香美町上下水道課

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道原水及び浄水の状況
4. 採水地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の公表
9. 水質検査の精度と信頼性確保
10. 関係機関との連携



1. 基本方針

- (1) 水質検査は、水道法で義務づけられている水道水の給水栓に加えて、浄水場出口及び原水について検査します。
- (2) 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、水道法に基づき、色、濁り並びに消毒の効果の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）は、1日1回行います。また、同法に基づき、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH値、味、臭気、色度及び濁度の9項目の検査（同規則第15条第1項第3号）は、毎月1回行います。

2. 水道事業の概要

香美町では、24水系及び専用水道1地区で給水を行っています。各浄水場の概要については「表-1 浄水施設の概要」にまとめています。

3. 水道原水及び浄水の状況

(1) 原水

原水の種別、水質に応じた適正な処理方法で浄水処理を行っています。

(2) 浄水

水道水は、水質基準を全て満たしており、安全な水を提供しています。

4. 採水地点

(1) 給水栓

森水系では、香住地区と柴山地区の2地点、その他の水系にあっては、配水池の設置状況及び配水系統に合わせ1～2地点を設定し、できる限り配水管末端からの採水を心がけます。

なお、検査地点は、「表-2 水質検査予定回数表」に記載のとおりです。

(2) 浄水場出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、森水系及び一部の水系において濁度及び残留塩素の常時監視を行います。

(3) 水源

安全で良質な水道水を供給するため、原水検査を行います。

5. 水質検査項目と検査頻度

給水栓等における水質検査項目と検査頻度は、下記のとおり行います。

(1) 水質検査項目（表-3 法令に基づく水質検査表（1）（2））

ア) 法令に基づく水質検査表（1）の項目については、給水栓及び給水栓に代えて検査を行う浄水場出口において水質検査を行います。

イ) 法令に基づく水質検査表（2）の検査項目（51項目）について水質検査を行います。

ウ) 法令に基づく水質検査項目、基準値、目標値、区分について参考資料として参考1から参考4として掲載します。

(2) 検査頻度

ア) 法令に基づく水質検査表（2）の項目、No1、2、38、46～51の項目に係る検査は、毎月1回行います。

イ) 法令に基づく水質検査表（2）に係る緩和規定適用項目のうち、過去3年間における検査結果が基準値の1/10以下の場合は3年に1回、1/5以下は1年に1回の緩和規定を適用し検査を実施します。ただし、森水系については緩和規定の適用を行わず実施します。

ウ) 法令に基づく水質検査表（1）の色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）の検査は1日1回行います。

エ) クリプトスポリジウム対策として実施するクリプトスポリジウム等及び指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査については、水源及び浄水施設の状況に応じ

た頻度（表-2 水質検査予定回数表）の検査を行います。

オ）農薬類による汚染状況を確認するため、森水系において農薬類 115 項目の検査を 1 年に 1 回行います。

カ）原水全項目検査において、消毒副生成物（シアン化合物イオン及び塩化シアンを除く）及び味を除く基準 39 項目に水源種別（河川水、湖沼水、地下水）による検査項目及び、水質管理目標設定項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオktan酸（PFOA）を追加して検査を実施します。

キ）原水全項目検査の結果、水質基準に適合しない項目（一般細菌及び大腸菌、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、硬度、pH 値、味、臭気、色度、濁度を除く）については、当該項目の処理が可能な浄水方法であり、供給水の水質が安定している場合、当該項目の検査を 1 年に 4 回実施します。なお、この検査は、当該項目が 1 年間連続して基準値を下回るまで継続します。

（3）検査項目別検査頻度の詳細

ア）過去 3 年間の検査数値が基準値の 1/5 を超えたため、検査回数を減じることのできない項目にあつて、過去に基準値の 1/2 を超えた項目については、基準 21 項目検査に追加して年 4 回検査を実施します。なお、過去に基準値の 1/2 を超えたことが無かった場合は、基準 21 項目検査に追加して 1 年に 1 回検査を実施します。

イ）過去 3 年間の検査数値が基準値の 1/10 を超え、1/5 を超えない項目にあつては、基準 21 項目検査に追加して 1 年に 1 回検査を実施します。

ウ）過去 3 年間の検査数値が基準値の 1/10 を超えない項目にあつては、基準 21 項目検査に追加して 3 年に 1 回検査を実施します。

6. 水質検査方法

毎日検査項目以外の水質検査は、兵庫県豊岡健康福祉事務所及び民間の登録水質

検査機関に委託して行います。なお、臨時に行う濁度、色度等の簡易検査については上下水道課で行います。

水質基準項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）により行います。

7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事でその他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要がある認められたとき

※ 各戸において蛇口での赤水、濁り等の水質相談があったときは必要に応じて水質検査を行う場合があります。

8. 水質検査の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行った結果は、閲覧及び香美町ホームページに掲載し公表します。また、毎年度策定する水質検査計画においても、同様の方法で公表します。

9. 水質検査の精度と信頼性確保

- (1) 環境省が実施される外部制度管理に基づき、検査制度の向上と信頼性の確保に努めます。

- (2) 環境省による「水質検査方法の妥当性評価」により、県や民間の水質検査機関と連絡を密にし、信頼性を確保します。

10. 関係機関との連携

- (1) 各水源等の水質汚染事故やその他水質事故が発生するおそれのある場合は、兵庫県及び他市町の水道担当部局と連携し対応します。
- (2) 災害等による水質事故が発生した場合においては、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、近隣の水道事業体に応援要請し対応します。



— お問い合わせ先 —

〒669-6545

美方郡香美町香住区森463-1

香美町 上下水道課

TEL 0796-36-0420

Fax 0796-36-0297

e-mail: jyougesuidou@town.mikata-kami.lg.jp

表- 1 浄水施設の概要

【香住区】

浄水場名	森浄水場	佐津浄水場	長井浄水場	余部浄水場
所在地	香住区森	香住区下岡	香住区大野	香住区余部
原水の種類	伏流水	深井戸	伏流水	湧水
浄水方法	紫外線滅菌	滅菌のみ	滅菌のみ	滅菌のみ

浄水場名	御崎浄水場	訓谷浄水場	畑浄水場	安木浄水場
所在地	香住区余部	香住区訓谷	香住区畑	香住区安木
原水の種類	湧水	深井戸	伏流水	伏流水
浄水方法	膜ろ過	滅菌のみ	急速ろ過	滅菌のみ

浄水場名	相谷浄水場	大梶浄水場	土生浄水場	三川浄水場
所在地	香住区相谷	香住区三川	香住区土生	香住区三川
原水の種類	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水
浄水方法	急速ろ過	滅菌のみ	滅菌のみ	滅菌のみ

浄水場名	本見塚浄水場
所在地	香住区本見塚
原水の種類	伏流水
浄水方法	滅菌のみ

【村岡区】

浄水場名	相岡浄水場	丸味浄水場	山田浄水場	村岡浄水場
所在地	村岡区相岡	村岡区丸味	村岡区山田	村岡区村岡
原水の種類	湧水	表流水	表流水	湧水
浄水方法	膜ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過	薬品沈殿・急速ろ過

浄水場名	谷入浄水場	大笹浄水場	上射添浄水場	熊波浄水場
所在地	村岡区板仕野	村岡区大笹	村岡区和佐父	村岡区熊波
原水の種類	表流水	湧水・表流水	表流水	表流水
浄水方法	薬品沈殿・急速ろ過	薬品沈殿・急速ろ過	薬品沈殿・急速ろ過	薬品沈殿・急速ろ過

浄水場名	味取浄水場	作山浄水場	用野浄水場	境浄水場
所在地	村岡区長須	村岡区作山	村岡区用野	村岡区境
原水の種類	伏流水	表流水	湧水	表流水
浄水方法	薬品沈殿・急速ろ過	膜ろ過	除濁機(ろ過機)	膜ろ過

【小代区】

浄水場名	秋岡浄水場	小代南部健康高原浄水場
所在地	小代区秋岡	小代区新屋
原水の種類	表流水	伏流水
浄水方法	薬品沈殿・急速ろ過	滅菌のみ

合計 24水系26水源1専用水道

表－２ 水質検査予定回数表

区名	水系名	採水場所	(原水)				(浄水)						(原水)			
			年1回		年3回		浄水(年1回)		浄水(年3回)		浄水		クリプトスポリジウム		指標菌	
			39項目+追加	検査項目	追加	検査項目	51項目 or 21項目+追加	検査項目	21項目+追加	検査項目	9項目	回数	1項目	回数	2項目	回数
香住区	森	森	民間	39+16+農	民間	－	民間	51+6	民間	49	健康福祉 事務所	8	民間	－	健康福祉 事務所	1
	森	柴山		－		－		－		－		12		－		－
	長井	三谷		39+2+1		－		51		21		8		4		12
	余部	余部		39+2+1		－		21+4		21		8		4		12
	御崎	御崎		39+2+1		－		21+4		21		8		－		1
	訓谷	訓谷		39+2+1		－		21+2		21		8		－		1
	安木	安木		39+2+1		－		21+5		21+1		8		－		4
	相谷	相谷		39+2+1		－		21+5		21		8		－		1
	佐津	上岡		39+2+1		－		21+3		21+1		8		－		1
	畑	畑		39+2+1		－		21+3		21		8		－		1
	土生	土生		39+2+1		－		21+3		21		8		4		12
	大梶	大梶		39+2+1		－		21+3		21+1		8		4		12
	三川	三川		39+2+1		－		21+5		21+1		8		4		12
	本見塚	本見塚		39+2+1		－		21+4		21		8		4		12

区名	水系名	採水場所	(原水)				(浄水)						(原水)			
			年1回		年3回		浄水(年1回)		浄水(年3回)		浄水		クリプトスポリジウム		指標菌	
			39項目+追加	検査項目	追加	検査項目	51項目 or 21項目+追加	検査項目	21項目+追加	検査項目	9項目	回数	1項目	回数	2項目	回数
村岡区	村岡高区	森脇	民間	－	民間	－	民間	－	民間	－	健康福祉 事務所	12	民間	－	健康福祉 事務所	－
	村岡高区	黒田		39+3+1		－		51		21		8		－		1
	村岡中区	鹿田		39+2+1		1		51		21		8		－		1
	村岡中区	宿		－		－		－		－		12		－		－
	村岡中区	萩山		39+3+1		－		21+3		21		8		－		1
	上射添	川会		39+3+1		－		51		21+1		8		－		1
	上射添	熊波		39+3+1		－		51		21+1		8		－		1
	祖岡	祖岡		39+2+1		－		51		21		8		－		1
	丸味	丸味		39+3+1		－		51		21		8		－		1
	山田	山田		39+3+1		－		21+2		21		8		－		1
	村岡低区	長瀬		39+2+1		－		21+4		21		8		－		1
	作山	作山		39+3+1		－		51		21		8		－		1
	用野	用野		39+2+1		－		21+3		21		8		－		1
	境	境		39+3+1		－		51		21		8		－		1

区名	水系名	採水場所	(原水)				(浄水)						(原水)			
			年1回		年3回		浄水(年1回)		浄水(年3回)		浄水		クリプトスポリジウム		指標菌	
			39項目+追加	検査項目	追加	検査項目	51項目 or 21項目+追加	検査項目	21項目+追加	検査項目	9項目	回数	1項目	回数	2項目	回数
小代区	小代	石寺	民間	39+3+1	民間	1	民間	21+4	民間	21+1	健康福祉 事務所	8	民間	－	健康福祉 事務所	1
	小代南部 健康高原	新屋		39+2+1		－		21+2		21		8		4		12

令和7年度水質検査計画調査表

市 町 名 : 香 美 町

水系名	検査地点	検査機関	全項目			9項目	指標菌	クリプト	備考
			浄水(年3回)	浄水(年1回)	原水(年1回)				
森	森	民間(9項目は豊健)	49項目	51項目+6項目	39項目+14項目+2項目+農薬	年8回	年1回	-	
森	柴山	豊岡健康福祉事務所				年12回	-	-	
長井	三谷	民間(9項目は豊健)	21項目	51項目	39項目+2項目+1項目	年8回	年12回	年4回	
余部	余部	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+ヒ素+硬度+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年12回	年4回	
御崎	余部(御崎)	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+ヒ素+硬度+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年1回	-	
訓谷	訓谷	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年1回	-	
安木	安木	民間(9項目は豊健)	21項目+硝酸・亜硝酸	21項目+鉛+硝酸・亜硝酸+鉄+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年4回	-	
相谷	相谷	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+硝酸・亜硝酸+ナトリウム+硬度+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年1回	-	
佐津	上岡	民間(9項目は豊健)	21項目+鉛	21項目+鉛+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年1回	-	
畑	畑	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+鉛+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年1回	-	
土生	土生	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+鉛+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年12回	年4回	
大梶	大梶	民間(9項目は豊健)	21項目+鉛	21項目+鉛+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年12回	年4回	
三川	三川	民間(9項目は豊健)	21項目+鉛	21項目+鉛+ヒ素+硬度+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年12回	年4回	
本見塚	本見塚	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+フッ素+硬度+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目	年8回	年12回	年4回	

令和7年度水質検査計画調査表

市 町 名： 香 美 町

水系名	検査地点	検査機関	全項目			年3回	9項目	指標菌	クリプト	備考
			浄水(年3回)	浄水(年1回)	原水(年1回)					
村岡高区	森脇	豊岡健康福祉事務所					年12回	-	-	
村岡高区	黒田	民間(9項目は豊健)	21項目	51項目	39項目+3項目+1項目		年8回	年1回	-	
村岡中区	鹿田	民間(9項目は豊健)	21項目	51項目	39項目+2項目+1項目	ヒ素(原水)	年8回	年1回	-	
村岡中区	宿	豊岡健康福祉事務所					年12回	-	-	
村岡中区	萩山	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+アルミ+蒸発+非イオン	39項目+3項目+1項目		年8回	年1回	-	
上射添	川会	民間(9項目は豊健)	21項目+アルミ	51項目	39項目+3項目+1項目		年8回	年1回	-	
上射添	熊波	民間(9項目は豊健)	21項目+アルミ	51項目	39項目+3項目+1項目		年8回	年1回	-	
祖岡	祖岡	民間(9項目は豊健)	21項目	51項目	39項目+2項目+1項目		年8回	年1回	-	
丸味	丸味	民間(9項目は豊健)	21項目	51項目	39項目+3項目+1項目		年8回	年1回	-	
山田	山田	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+蒸発+非イオン	39項目+3項目+1項目		年8回	年1回	-	
村岡低区	長瀬	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+鉄+硬度+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目		年8回	年1回	-	
作山	作山	民間(9項目は豊健)	21項目	51項目	39項目+3項目+1項目		年8回	年1回	-	
用野	用野	民間(9項目は豊健)	21項目	21項目+硬度+蒸発+非イオン	39項目+2項目+1項目		年8回	年1回	-	
境	境	民間(9項目は豊健)	21項目	51項目	39項目+3項目+1項目		年8回	年1回	-	

市 町 名 : 香 美 町

[illegible]

表－3 法令に基づく水質検査表(1), (2)

※検査回数等は事業ごとの実施計画による。

箇所 番号	区 分 項 目 名	採取場所		基準値	回 数 減	省 略 可 否	検 査 頻 度					回 数			備考		
		給 水 栓	そ れ 以 外				検 査 種 別					制度上の回数					
							毎 日 ●	毎 月 ●	4回 基準 ●	1回 超過 ★	1回 変更 ★	1回 /1年 ＜1/5 ◆	1回 /3年 ＜1/10 ◆	省略 ＜1/2 □			
(1)	- 色	○		異常なし	×	×	●		●		★	★		◆	◆	□	
	- 濁り	○		異常なし	×	×	●										
	- 消毒の残留効果(残留塩素)	○		0.1mg/L以上	×	×	●										
(2)	1 一般細菌	○		＜ 100	×	×			●	●							
	2 大腸菌	○		= -	×	×			●	●							
	3 カドミウム及びその化合物		◎	＜ 0.003	◆	□1											
	4 水銀及びその化合物		◎	＜ 0.0005	◆	□1											
	5 セレン及びその化合物		◎	＜ 0.01	◆	□1											
	6 鉛及びその化合物	○		＜ 0.01	◆	□2											
	7 ヒ素及びその化合物		◎	＜ 0.01	◆	□1											
	8 六価クロム化合物	○		＜ 0.02	◆	□2											
	9 亜硝酸態窒素		◎	＜ 0.04	◆	×											
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	○		＜ 0.01	×	×				●							
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		◎	＜ 10	◆	×											
	12 フッ素及びその化合物		◎	＜ 0.8	◆	□1											
	13 ホウ素及びその化合物		◎	＜ 1.0	◆	□1											
	14 四塩化炭素		◎	＜ 0.002	◆	□3											
	15 1, 4－ジオキサン		◎	＜ 0.05	◆	□3											
	16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン		◎	＜ 0.04	◆	□3											
	17 ジクロロメタン		◎	＜ 0.02	◆	□3											
	18 テトラクロロエチレン		◎	＜ 0.01	◆	□3											
	19 トリクロロエチレン		◎	＜ 0.01	◆	□3											
	20 ベンゼン		◎	＜ 0.01	◆	□3											
	21 塩素酸	○		＜ 0.6	×	×				●							
	22 クロロ酢酸	○		＜ 0.02	×	×				●							
	23 クロロホルム	○		＜ 0.06	×	×				●							
	24 ジクロロ酢酸	○		＜ 0.03	×	×				●							
	25 ジブロモクロロメタン	○		＜ 0.1	×	×				●							
	26 臭素酸	○		＜ 0.01	×	□×				●							
	27 総トリハロメタン	○		＜ 0.1	×	×				●							
	28 トリクロロ酢酸	○		＜ 0.03	×	×				●							
	29 ブロモジクロロメタン	○		＜ 0.03	×	×				●							
	30 ブロモホルム	○		＜ 0.09	×	×				●							
	31 ホルムアルデヒド	○		＜ 0.08	×	×				●							
	32 亜鉛及びその化合物	○		＜ 1.0	◆	□2											
	33 アルミニウム及びその化合物	○		＜ 0.2	◆	□2											
	34 鉄及びその化合物	○		＜ 0.3	◆	□2											
	35 銅及びその化合物	○		＜ 1.0	◆	□2											
	36 ナトリウム及びその化合物		◎	＜ 200	◆	□1											
	37 マンガン及びその化合物	○		＜ 0.05	◆	□1											
	38 塩化物イオン	○		＜ 200	◆×	×			●	●							
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		◎	＜ 300	◆	□1											
	40 蒸発残留物		◎	＜ 500	◆	□1											
	41 陰イオン界面活性剤		◎	＜ 0.2	◆	□1											
	42 ジェオスミン	○		＜ 0.00001	×	□4											
	43 2-メチルイソボルネオール	○		＜ 0.00001	×	□4											
	44 非イオン界面活性剤		◎	＜ 0.02	◆	□1											
	45 フェノール類		◎	＜ 0.005	◆	□1											
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		＜ 3	◆×	×			●	●							
	47 pH値	○		5.8<a<8.6	◆×	×			●	●							
	48 味	○		-	◆×	×			●	●							
	49 臭気	○		-	◆×	×			●	●							
	50 色度	○		＜ 5	◆×	×			●	●							
	51 濁度	○		＜ 2	◆×	×			●	●							

- ◎ 送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。
- ◆ 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間の検査の結果がすべて水質基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。また、同様の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
- ◆ × 浄水場等の運転管理の必要上、自動監視装置或いは日常点検により連続的に計測及び記録されている場合は、おおむね3箇月に1回以上とすることができる。
- 1 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案して検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。(原水並びに水源及びその周辺の状況)
- × No.26/浄水処理にオゾン処理を用いる場合、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略できない。
- 2 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案して検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。(資機材・薬品等使用状況)
- 3 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案して検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。(地下水の状況(近傍地域を含む))
- 4 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案して検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる。

【参考1】 水質検査項目及び基準値

番号	項 目	基準値	区分
1	一般細菌	100 以下/1mL	病原微生物 の指標 無機物質・重 金属
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	一般有機化 学物質
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	消毒副生成 物
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	色・味
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	発泡 臭気 発泡 臭気 味 基礎的性状
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	
47	pH値	5.8以上～8.6以下	
48	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5 度以下	
51	濁度	2 度以下	

【参考2】 水質管理目標設定項目及び目標値（農薬を除く）

原水

番号	項 目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
8	トルエン	0.4 mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下
19	遊離炭酸	20 mg/L以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下
23	臭気強度(TON)	3 以下
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
31	ペンフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及び ペンフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS/PFOAの量の和として0.00005mg/L以下(暫定)

浄水

番号	項 目	目標値
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)
16	残留塩素	1.0 mg/L以下
28	従属栄養細菌	2,000 mg/L以下(暫定)
31	ペンフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及び ペンフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS/PFOAの量の和として0.00005mg/L以下(暫定)

【参考3】 工程管理項目

原水

番号	項 目
1	アンモニア態窒素
2	侵食性遊離炭酸
	生物化学的酸素要求量(BOD)
	浮遊物質(SS)

【参考4】 農薬類

原水

番号	項 目	目標値
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05 mg/L
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08 mg/L
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02 mg/L
4	EPN	0.004 mg/L
5	MCPA	0.005 mg/L
6	アシュラム	0.9 mg/L
7	アセフェート	0.006 mg/L
8	アトラジン	0.01 mg/L
9	アニロホス	0.003 mg/L
10	アミトラズ	0.006 mg/L
11	アラクロール	0.03 mg/L
12	イソキサチオン	0.005 mg/L
13	イソフェンホス	0.001 mg/L
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01 mg/L
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3 mg/L
16	イプフェンカルバゾン	0.002 mg/L
17	イプロベンホス(IBP)	0.09 mg/L
18	イミノクタジン	0.006 mg/L

番号	項 目	目標値
19	インダノファン	0.009 mg/L
20	エスプロカルブ	0.03 mg/L
21	エトフェンプロックス	0.08 mg/L
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01 mg/L
23	オキサジクロメホン	0.02 mg/L
24	オキシシン銅(有機銅)	0.03 mg/L
25	オリサストロビン	0.1 mg/L
26	カズサホス	0.0006 mg/L
27	カフェンストロール	0.008 mg/L
28	カルタップ	0.08 mg/L
29	カルバリル(NAC)	0.02 mg/L
30	カルボフラン	0.0003 mg/L
31	キノクラミン(ACN)	0.005 mg/L
32	キャプタン	0.3 mg/L
33	クミルロン	0.03 mg/L
34	グリホサート	2.0 mg/L
35	グルホシネート	0.02 mg/L
36	クロメプロップ	0.02 mg/L
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001 mg/L
38	クロルピリホス	0.003 mg/L
39	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L
40	シアナジン	0.001 mg/L
41	シアノホス(CYAP)	0.003 mg/L
42	ジウロン(DCMU)	0.02 mg/L
43	ジクロベニル(DBN)	0.03 mg/L
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L
45	ジクワット	0.01 mg/L
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004 mg/L
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 mg/L
48	ジチオピル	0.009 mg/L
49	シハロホップブチル	0.006 mg/L
50	シマジン(CAT)	0.003 mg/L
51	ジメタメトリン	0.02 mg/L
52	ジメトエート	0.05 mg/L
53	シメトリン	0.03 mg/L
54	ダイアジノン	0.003 mg/L
55	ダイムロン	0.8 mg/L
56	ダゾメット,メタナシ(カーバナシ)及びメチルイソチオシアネート	0.01 mg/L
57	チアジニル	0.1 mg/L
58	チウラム	0.02 mg/L
59	チオジカルブ	0.08 mg/L
60	チオファネートメチル	0.3 mg/L
61	チオベンカルブ	0.02 mg/L
62	デフリルトリオン	0.002 mg/L
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02 mg/L
64	トリクロピル	0.006 mg/L
65	トリクロルホン(DEP)	0.005 mg/L
66	トリシクラゾール	0.1 mg/L
67	トリフルラリン	0.06 mg/L
68	ナブロパミド	0.03 mg/L
69	パラコート	0.01 mg/L
70	ピペロホス	0.0009 mg/L
71	ピラクロニル	0.01 mg/L
72	ピラゾキシフェン	0.004 mg/L
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02 mg/L
74	ピリダフェンチオン	0.002 mg/L
75	ピリブチカルブ	0.02 mg/L
76	ピロキロン	0.05 mg/L
77	フィプロニル	0.0005 mg/L

番号	項 目	目標値
78	フェニトロチオン (MEP)	0.01 mg/L
79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L
80	フェリムゾン	0.05 mg/L
81	フェンチオン (MPP)	0.006 mg/L
82	フェントエート (PAP)	0.007 mg/L
83	フェントラザミド	0.01 mg/L
84	フサライド	0.1 mg/L
85	ブタクロール	0.03 mg/L
86	ブタミホス	0.02 mg/L
87	ブプロフェジン	0.02 mg/L
88	フルアジナム	0.03 mg/L
89	プレチラクロール	0.05 mg/L
90	プロシミドン	0.09 mg/L
91	プロチオホス	0.007 mg/L
92	プロピコナゾール	0.05 mg/L
93	プロピザミド	0.05 mg/L
94	プロベナゾール	0.03 mg/L
95	プロモブチド	0.1 mg/L
96	ベノミル	0.02 mg/L
97	ペンシクロン	0.1 mg/L
98	ベンゾピシクロン	0.09 mg/L
99	ベンゾフェナップ	0.005 mg/L
100	ベンタゾン	0.2 mg/L
101	ペンディメタリン	0.3 mg/L
102	ベンフラカルブ	0.02 mg/L
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01 mg/L
104	ベンフレセート	0.07 mg/L
105	ホスチアゼート	0.005 mg/L
106	マラチオン (マラソン)	0.7 mg/L
107	メコプロップ (MCP)	0.05 mg/L
108	メソミル	0.03 mg/L
109	メタラキシル	0.2 mg/L
110	メチダチオン (DMTP)	0.004 mg/L
111	メトミノストロビン	0.04 mg/L
112	メトリブジン	0.03 mg/L
113	メフェナセット	0.02 mg/L
114	メプロニル	0.1 mg/L
115	モリネート	0.005 mg/L